

企画競争実施に関する公告

令和2年5月15日
独立行政法人農林漁業信用基金
総括理事 深水 秀介

次のとおり企画競争を実施しますので、公告します。

1 業務概要

(1) 業務名

独立行政法人農林漁業信用基金の事務所移転に関するプロジェクトマネジメント業務

(2) 実施目的

独立行政法人農林漁業信用基金の事務所移転にあたり、新たな移転先に事務所機能を移転するための全工程を円滑、確実及び効率的に実施することを目的とする。

(3) 業務内容

新たな移転先に事務所機能を移転するための詳細レイアウト設計、工事監理、什器等調達、引越、移転後の運営等の全工程において必要な支援業務

(4) 履行期間

令和2年6月初旬～令和3年1月31日

2 企画競争参加資格要件

(1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。(当信用基金ホームページの契約関連情報

(<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>) を参照すること。)

(2) 公告日において平成31・3.2・3.3年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者(以下「全省庁統一資格者」という。)であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 税の滞納がないこと。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 企画提案説明資料に示すすべての事項を満たすことができる者であること。

3 手続等

(1) 担当部署

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部総務課

電話 03-3294-5597 Eメール: soumu@jaffic.go.jp

FAX 03-3294-3140

(2) 企画提案説明資料等の交付場所及び交付期間

① 交付場所

上記（1）と同じ。

なお、当信用基金ホームページの契約関連情報
(<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>) にて企画競争実施に
に関する公告、企画提案説明資料及び各契約関係書類を公表している。

② 交付期間

令和2年5月15日(金)～令和2年5月22日(金) 16時

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで（12時から13時ま
でを除く。）。

(3) 参加資格確認申請書等申請書類の提出場所、提出方法及び提出期限

① 提出場所

上記（1）と同じ。

② 申請書類

ア 競争参加資格確認申請書（様式1）	1部
イ 申請者の概要を記載した書類（任意様式） 事業概要、決算状況の概要（3期分）を記載すること。 (注) 申請者が任意に作成している書類（パンフレット等）でも可。	1部
ウ 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し	1部
エ 委任状（代理人を選出する場合。様式2）	1部
オ 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送 付先を明記し、返信用切手を貼付のこと。）	1部

③ 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること。

イ 持参により提出する場合の受付時間は、「土日祝日を除く平日10時から
17時まで、12時から13時を除く。」とする。

ウ 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

④ 提出期限

令和2年5月22日(金) 16時

(4) 質問の受付期限、方法等

① 受付期限

令和2年5月22日(金) 16時 提出場所は上記（1）と同じ。

② 質問方法

電子メールに限る。なお、評価基準に関する質問は受け付けない。

回答は全て令和2年5月22日(金) 17時までに電子メールにて行う。

(5) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出方法及び提出期限

① 提出場所

上記（1）と同じ。

② 提出書類

a 企画提案書	合計7部（正本1部及び副本6部）
b 見積書（任意様式）	1部

③ 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること。

イ 持参により提出する場合の受付時間は、「土日祝日を除く平日10時から

17時まで、12時から13時を除く。」とする。

ウ 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

また、併せてPDF化した企画提案書を以下あて先へ電子メールにより提出すること。

Eメール：soumu@jaffic.go.jp

④提出期限

令和2年5月28日(木) 16時

なお、提出期限までに上記（1）に提出されなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

（6）企画提案に関する説明会実施の有無

説明会は実施しないが、企画提案説明資料等の交付時に必要に応じ説明を実施する。

（7）企画提案会（プレゼンテーション）の実施

令和2年6月2日(火)

（8）選考の方法

別紙「企画提案説明資料」に基づき提出された企画提案書等書類について評価を行い、評価点が最上位の提案者を契約先の候補者として特定する。

当該審査終了後、提案者に審査結果を連絡する。

4 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

（3）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。特定されなかった企画提案書は返却しないので、返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。

（4）提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

（5）提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行うことがある。

（6）特定した提案内容については、「独立行政法人等の情報の公開に関する法律

（平成13年法律第140号）」に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（7）企画競争の結果は、独立行政法人農林漁業信用基金内に設置する選定委員会開催後14日以内に、提案者に対して書面で通知するとともに、ホームページで次の事項を公表する。

①業務名、②特定相手先（特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名等）、③特定した日、④提案者毎の評価得点の合計点

（8）企画提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当基金会計規程等に基づく契約手続の完了までは、信用基金との契約関係を生じるものではない。

（9）その他の詳細は企画提案説明資料による。

5 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、信用基金との関係に係る情報を信用基金のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解・ご協力願いたい。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了知願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- イ 信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名
- イ 当信用基金との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ア 契約締結日時点での在職している信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び信用基金における最終職名等）
- イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

以上公告する。